

排水基準を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 ○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第一条関係）	
有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム
備考 (略)	

別表第一（第一条関係）	
有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
備考 (略)	

附則

第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基

準については、この省令の施行の日から三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）  
 第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 一・四―ジオキサンについての改正後の省令第一条又は附則第二条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、この省令の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、この省令の施行の際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定でこれら物質に關し法第十二条第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）は、この限りでない。

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)	感光性樹脂製造業	二〇〇
	エチレンオキサライド製造業	一〇
	エチレングリコール製造業	

表別則附

ポリエチレンテレフタレート製造業	二
下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	二五

備考

1 | 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 | 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  | 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の一・四リットル当りの汚染状態の通常値（単位 リットルにつきミリグラム）

Q<sub>i</sub> 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常

量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(単位  
一日につき立方メートル)